

II. 単位制度と単位の認定

1. 単位制度

大学の学修はすべて単位制になっています。単位制とは、すべての科目に一定の単位数が定められており、その科目を履修申請して単位を修得し、定められた卒業要件単位数を満たすことで卒業が認定される制度です。

(1) 単位とは

単位とは、学修の量を数字で表すものであり、原則として各単位数によって必要な学修時間が定められています。

(2) 授業方法と授業時間、単位の計算方法

授業は、講義、演習、実験、実習及び実技のいずれかの方法またはこれらの併用により行うものとします。

『講義』：教員の解説を中心にして学ぶことを主とした授業。

『演習』：研究・発表・討議・活動などを行うことを主とした授業。

物事に習熟するために、繰り返し学ぶことや実際に規定し学ぶことを主とした授業。

『実験』：ある理論や仮説を確認するために、実際に経験することを主とした授業。

『実習』：知識や技術を、実際の現場で、または実物を用いて学ぶことを主とした授業。

『実技』：技術や演技などを実際に行うことを主とした授業。

いずれの方法においても、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とします（学則第24条）。なお、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果及び授業外に必要な学修（予習・復習等）を考慮して、標準的な授業時間数を次のとおり定めます。

① 講義、演習

15時間の授業と30時間の授業外での学修（予習・復習等。以下同じ）をもって1単位とするものと30時間の授業と15時間の授業外での学修をもって1単位とするものがあります。

② 実験、実習、実技

30時間の授業と15時間の授業外での学修をもって1単位とします。ただし、授業科目によっては45時間の授業をもって1単位とするものがあります。

③ 上記①及び②の併用により行う場合は、その組み合わせに応じ、規定する基準を考慮して定められた時間の授業と授業外の学修をもって1単位とします。

※各時限は90分で行われますが、2時間として計算します。

(3) 単位の認定

1つの授業科目に定められた単位を修得するためには、次の3つの要件を満たしていなければなりません。

- ① 単位の認定を受けようとする科目について履修申請をすること。
- ② その科目の授業に出席し、履修に必要な学修をすること。(予習、復習を含む)
- ③ 科目のシラバス(講義概要)の成績評価の方法と基準により、合格(60点以上)をすること。

2. 履修申請制度

履修申請とは、科目を履修するための手続きです。この登録をしなければ、仮に授業に出席していたとしても、試験を受けることや単位認定を受けることができません。履修申請は学修計画の基礎となるものであり、すべて自分の責任において取り組まなければなりません。

履修申請は、各学期当初の定められた期間に行います。その方法についての詳細は「IV. 履修申請」を参照してください。履修申請の際には綿密に履修計画を立ててください。

3. 卒業要件単位及び学位の授与

卒業は大学が定める教育課程の修了であり、「学士」の学位が授与され、その証明が卒業証書・学位記です。卒業するためには、大学が定める教育課程(カリキュラム)にしたがって学修し、所定の単位数を修得しなければなりません。

(1) 卒業要件

本学において、卒業認定を得ようとする者は、次の2つを満たさなければなりません。

① 所定在学年数

本学の教育課程(カリキュラム)を修了するには、4年以上在学しなければなりません。休学した場合は自動的に卒業が延期されます。

② 所定単位の修得

それぞれの入学年度ごとに示された科目配置表に基づき、科目区分、領域からそれぞれ指定された単位数を取得し、教育課程(カリキュラム)全体から卒業要件単位として定められている単位数を修得しなければなりません。

入学年度ごとの所定単位の修得については「学部・入学年度ごとの卒業要件単位数表」を確認してください。

(2) 卒業の時期

卒業認定は、毎年度末（3月）に行います。ただし、教授会が必要と認めるときは、在学期間が4年以上の者について前学期終了時（9月）に卒業を認定することがあります。

4. 多様なメディアを高度に利用した授業について

本学では、全授業回数のうち半数以上の回で多様なメディアを活用して実施する授業方式（以下、「メディア授業」といいます。）により実施する授業があります。具体的には、ビデオ会議システムを利用したリアルタイムの双方向性型の授業や、録画したビデオ等をインターネット上で配信するオンデマンド型の授業などです。これらを授業で実施する場合は、各授業のシラバスに記載されていますので確認してください。メディア授業を受講して付与された単位は、最大60単位まで卒業要件単位数として認められます。

なお、全授業回数のうち半数未満の回で多様なメディアを活用して実施する場合、その授業は対面授業として扱われます。

5. 他大学等で修得した科目の単位認定

本学では教育上有益と認められた場合には、以下の単位が認定されることがあります。

- (1) 他の大学又は短期大学との協定及び大学コンソーシアム京都の行う単位互換事業に基づき、授業を履修し、修得した単位
- (2) 協定等を締結していない外国の大学又は短期大学に留学し、取得した単位
- (3) 短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修及びその他文部科学大臣が別に定める学修
- (4) 本学に入学する前に他の大学又は短期大学において履修した授業科目について取得した単位

これらについては、それぞれの学部の卒業要件に含む単位数に制限がありますので詳細は学務課教務係に問い合わせてください。

6. 休学、退学等の学籍異動

(1) 休学

病気その他の理由で3カ月以上修学することができない者は、休学することができます。休学期間は1学期または1学年を区分とします。休学しようとする者は、「休学願」を学務課教務係に提出してください。休学期間は、原則、通算して2年を超えることはできません。

休学期間中の学費（授業料、実践教育実習費）は、休学しようとする学期の始まる前日（前学期3月31日、後学期9月30日）までに所定の手続きを済ませたときには徴収されません。また、休学期間は在学年数に参入しません。すなわち、休学した場合は自動的に卒業期が延期されますので、このことを念頭において手続きをしてください。

(2) 復学

休学の理由がなくなり復学を願い出るものは、「復学願」を学務課教務係に提出し、復学することができます。

(3) 退学

家庭の事情や一身上の都合により修学が不可能な者は「退学願」を学務課教務係に提出して下さい。退学の手続きを行う際には、その学期の学費を完納していなければなりません。

懲戒処分による退学は、学則の規程によります。

(4) 再入学

退学した者が再び入学を願い出たときは、その事情を調査の上、原年次またはそれ以下の年次に入学を許可することがあります。(退学後、3年以内に願い出たものに限りです)

(5) 除籍

次のいずれかに該当する者は、除籍とします。除籍処分については、学則の規程によります。

- ・ 学則に定める在学年限を超えた者
- ・ 学納金の納付を怠り、督促を受けてもなおこれを納付しない者
- ・ 学則に定められた休学期間を超えても復学できない者
- ・ 長期間にわたり行方不明の者
- ・ 入学手続きを終えて就学意思のない者
- ・ 死亡した者

(6) 復籍

学納金未納による除籍者で復籍を希望する者は、除籍後所定の期間内に限り復籍を願い出ることができます。復籍しようとする者は、「復籍願」を学務課教務係に提出するとともに未納分の学納金を納入しなければなりません。

情報学部

－2024 年度以降の入学生－

卒業要件（情報学科）

科目区分		必修	選択	合計	
共通教育科目	外国語科目群		2単位	4単位	6単位
	一般教養科目群	人文系	－	38単位 *1	38単位
		社会系	－		
		自然系	－		
		保健体育系	－		
全学共通科目群		－			
専門教育科目	PBL		12単位	54単位 *2 *3	78単位
	情報専門基礎		12単位		
	専門科目群	データサイエンス トラック	－		
		ICTトラック	－		
		人間・社会情報学 トラック	－		
単位互換科目、他学部・他学科科目を含むすべての科目				6単位	
卒業要件単位 合計				128単位	

*1 一般教養科目群人文系、社会系、自然系からそれぞれ4単位以上修得すること

*2 情報専門基礎の数学科目6科目（微分積分Ⅰ・微分積分Ⅱ・線形代数Ⅰ・線形代数Ⅱ・数学演習Ⅰ・数学演習Ⅱ）の中から4単位以上修得すること

*3 専門科目群いずれかのトラックの実践系、基盤系、理論系からそれぞれ4単位以上修得すること